『ほうじゅ訪問看護・リハステーション緑が丘』運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団和楽仁が開設する「ほうじゅ訪問看護・リハステーション緑が丘」 (以下、事業所という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下、 指定訪問看護等という。)の事業(以下、事業という。)の適正な運営を確保するた め、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の円滑な運営管理を図るととも に、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある利用者に対し、適正な指 定訪問看護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 2 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の運営)

- 第3条 指定訪問看護等の提供にあたっては、主治医の訪問看護指示書に基づき適切に 行うものとする。
 - 2 指定訪問看護等の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものと し、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。 名 称 ほうじゅ訪問看護・リハステーション緑が丘 所在地 石川県能美市緑が丘11丁目71番地

(職員の職種、員数、及び職務の内容)

- 第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 看護師 1名

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。

- (2) 看護職員 看護師又は准看護師 2名以上 訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護サービスを担当する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上 訪問看護(在宅におけるリハビリテーション) サービスを担当する。

(訪問看護計画の作成)

- 第6条 看護師等は、共同して利用者の心身の状況、希望、及びそのおかれている環境を 踏まえ、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した訪問看護計 画を作成するものとする。
 - 2 看護師等は、それぞれの利用者に応じた訪問看護計画を作成し、利用者又は家族 に対し、その内容等について説明し、同意を得て利用者に交付するものとする。
 - 3 訪問看護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は当該計画の内容にそって作成するものとする。
 - 4 看護師等は、それぞれの利用者について訪問看護計画にそったサービスの実施 状況、及び評価等を記録するものとする。

(営業日、及び営業時間)

- 第7条 事業所の営業日、及び営業時間は、以下のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日~金曜日(祝日、8月15日、12月30日~1月3日を除く)
 - (2) 営業時間 午前8時30分~午後5時15分まで
 - (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(提供時間、及び回数)

- 第8条 指定訪問看護等の提供時間は、1日1回の訪問につき20分から1時間30分 程度とする。
 - 2 居宅サービス計画書に基づく指定訪問看護等の提供時間、及び回数は、当該計画 に定めるものとする。

(指定訪問看護等の提供方法)

- 第9条 指定訪問看護等の提供方法は次のとおりとする。
 - (1) 指定訪問看護等の利用希望者又は家族等が、かかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護指示書に基づいて、訪問看護計画書を作成し指定訪問看護等を実施する。
 - (2)利用希望者又は家族等から事業所に直接申し込みがあった場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう指導する。
 - (3) 利用希望者に主治医がいない場合は、事業所から居宅介護支援事業者、地域包括

支援センター、医師会、関係市町村等、関係機関に主治医の選定を依頼する。

(指定訪問看護等の内容)

- 第10条 指定訪問看護等の内容は次のとおりとする。
 - (1)健康相談

健康のチェックと助言、特別な病状の観察と助言、心の健康チェックの助言。

(2) 日常生活の看護

清拭・洗髪等による清潔の保持、食事・排泄等日常生活の世話、ターミナルケア。

- (3) 在宅リハビリテーション 体位変換・関節の運動、日常生活動作の訓練、日常生活用具の利用相談。
- (4)介護者の相談 療養生活や介護方法の指導・相談。
- (5) 認知症患者の看護
- (6)検査・治療促進のための看護 慢性疾患の看護と療養生活の相談、褥瘡の予防・処置、カテーテル等の管理、 服薬指導・管理、その他、かかりつけの医師による処置・検査。
- (7) 家屋改善のアドバイス 住宅改造時の相談。
- (8) 社会資源の使い方相談 関係市町村等の在宅ケア資源、その他保険・医療・福祉・看護・介護の資源等。

(通常の事業実施地域)

第11条 能美市、川北町、小松市、白山市とする。

(緊急時における対応方法)

- 第12条 看護師等は、指定訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が 生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に 連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
 - 2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者、及び 主治医に報告するものとする。

(協力医療機関)

第13条 事業所は、「医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院」を協力医療機関とし、利用者 が疾病罹患等により治療を必要とする場合には、適切な処置及び治療を行うもの とする。 (医療保険・後期高齢者医療保険・公費負担医療の指定訪問看護等の利用料)

第14条 指定訪問看護等を提供した場合、基本利用料は医療保険・後期高齢者医療保険・ 公費負担医療に基づき負担割合に応じた額を利用者より徴収する。利用料は、別紙 料金表に定めるものとする。

(利用料等)

- 第15条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問看護等が法定受領サービスであるときは、利用者の負担割に応じた額とする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。利用料は別紙料金表に定めるものとする。
 - 2 利用料の支払いについては、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明を した上で、同意する旨の書面に署名(記名捺印)を受けるものとする。
 - 3 交通費については徴収しないものとする。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生 労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのた めのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
 - 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での指定訪問看護等の提供 以外の目的で原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に 応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(苦情処理)

第17条 提供した訪問看護の利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するため、相談窓口の設置など、必要な処置を講ずるものとする。

(事故発生時)

- 第18条 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに関係 市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、利用者の家族等に連絡する とともに必要な措置を講ずるものとする。
 - 2 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。但し、事業の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(衛生管理)

第19条 職員の清潔の保持、及び健康状態について、定期健康診断等の管理を行うものと

する。

- 2 設備等の衛生管理に努め、また衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 3 感染症の発生、蔓延を防ぐために必要な措置を講ずるものとする。

(記録の整備)

- 第20条 職員、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
 - 2 指定訪問看護等の提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するも のとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第21条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止対策を検討する委員会の定期開催、内容や結果について看護師等への周知 徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待を防止するための研修を実施する。
 - (4)前3号を適切に実施するための担当者を設置する。
 - (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
 - 2 事業所は、指定訪問看護等の提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の 家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見し た場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護 〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で 早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当 該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
 - 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修 及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の 変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第23条 事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
 - 2 看護師等は業務上知り得た秘密を保持し、また退職後も同様とする。

- 3 事業所は、適切な指定訪問看護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団和楽仁と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、2015年4月1日から施行する。

2017年10月1日 一部改訂

2021年4月1日 一部改訂

2022年10月1日 一部改訂

2024年4月1日 一部改訂